

山梨県生涯学習推進センターにおける感染症予防対策に係るガイドライン

令和2年5月29日

(令和2年6月19日改訂)

(令和3年12月1日改訂)

(令和4年3月24日改訂)

(令和5年5月10日改定)

山梨県生涯学習推進センター

山梨県生涯学習推進センター交流室の利用等については、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症（covid-19）が5類感染症へと移行され、また、県においては感染症対策として行ってきた「グリーン・ゾーン認証制度」を終了し、登録制度へと移行したことをふまえ感染拡大予防ガイドラインを次のとおりとする。

【3密の回避】

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

○生涯学習推進センターが入居している山梨県防災新館は、ビル管理法の対象施設であり、法に基づく空気環境の調整に関する基準に適合しているが、交流室には窓がないため、扇風機等により換気を行なうように周知する。

○学習等に支障が無いようであれば、常時出入口のドアを開放状態としておき、常時換気を行なうように周知する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

○交流室の利用はすべて事前の予約制であるため、予約時に利用人数や利用内容を確認して、過度に人が密集することが無いように周知する。

○交流室の利用の際には、新たな定員を遵守するように周知する。

○各部屋の定員

交流室A（97.45㎡ 63名） 定員36名

交流室B（80.74㎡ 42名） 定員24名

交流室C（80.74㎡ 42名） 定員20名

【その他の感染防止対策】

4 マスクの着用

○マスクの着用については来館者や交流室利用者の個人の判断に任せる。

5 手洗い・手指消毒

○事務室及び各交流室の出入口に消毒設備を設置して、来館者及び交流室利用者に対して、入館室前に必ず手指消毒や手洗いをするよう要請する。

○交流室利用後、他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所（机、椅子の背もたれ、ドアノブなど）を高濃度エタノールなどを用いて清拭消毒をするよう利用者に周知する。

6 対面接客

○来館者や交流室利用者等の窓口対面接客においては、対人距離の確保や透明アクリル板（飛沫感染防止）などで遮蔽する。

7 飲食時のリスク軽減

○飲食する際は黙食とするとともに、対面での飲食や会話を避けるように周知する。

【職員の衛生・体調管理】

8 マスクの着用

○職員は、マスクの着用を遵守する。

9 手洗い・手指消毒

○職員は業務時、複数の人の手が触れる場所に触れた後やトイレ利用後などには、必ず手指消毒や手洗いをする。また他人と共用する物品を高濃度エタノールなどを用いて定期的に清拭消毒をする。

10 体調チェック

○職員に対し、業務開始前に体温や体調の確認を行う。また、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、出勤を見合わせる。